

水稲共済のご案内



加入できる人は？

県内に住所を有している方で、水稲・麦の耕作面積合計が10アール以上の方が加入できます。

※他共済にご加入いただいている場合は、この限りではありません。

どんな災害が対象なの？

風水害や干害等の気象上の原因による災害および、病害、虫害、鳥獣害等が補償の対象です。

※農薬の誤散布などの薬害、車両の飛び込み、雑草の繁茂による生育不良等は補償の対象外です。

補償期間はいつまで？

本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫をするまでです。

※収穫は適期に刈り取ることを指します。また、収穫した稲をほ場で乾燥する場合は、通常の乾燥時期に発生した災害に限り補償の対象となります。申告せずほ場から搬出した場合には補償対象外となります。

加入手続きはどうするの？

① 水稲共済加入申込書

NOSAIへご提出ください。

※ 水稲共済自動継続特約を付帯している方については、水稲共済加入申込書の代わりに、「**水稲共済 加入内容変更届出書**」を同時期に郵送します。

※ **内容に変更がある場合**、ご提出ください。

② 営農計画書

営農計画書はお住まいの地域の再生協議会より、**2～3月に順次配布**されます。

※ 営農計画書に記載の作付内容が水稲共済の加入内容となるため、記載内容を確認し、**内容変更の有無にかかわらず必ず提出**してください。

①、②、それぞれの期日までにご提出ください。

引受方式について

● 引受方式（加入プラン）

方式名	最高補償割合	補償内容	加入要件	10a当たり掛金の目安	
				特約有り	特約無し
半相殺方式	8割 7割・6割を選択することも可能	耕地ごとの基準収穫量の総計に対して、2割を超える被害がある場合に2割を超えた部分を補償。	どなたでも加入可能。	430円	410円
全相殺方式		農家ごとの過去5か年の収穫量に基づく基準収穫量に対して、1割を超える被害がある場合に1割を超えた部分を補償。	乾燥調製を全量JA等に委託しており、収穫量が把握できる方、または税務申告（青色申告、白色申告どちらでも可）書類及びその関連書類で収穫量が把握できる方。	580円	570円
品質方式	9割 8割・7割を選択することも可能	農家ごとの過去5か年の収穫量・等級に基づく生産金額に対して、等級を加味した収穫量の1割を超える減少かつ、生産金額の減少がある場合に1割を超えた部分を補償。等級が下がったことによる損害も補償対象です。	最近5か年、JA等に概ね全量を出荷しており等級別の収穫量が把握できる方、または税務申告書類及びその関連書類で等級別の収穫量が把握できる方。	610円	600円
地域インデックス方式		国が公表する市町村単位の統計単収が、平年比の1割を超える被害がある場合に1割を超えた部分を補償。	どなたでも加入可能。 (注)個人ごとの被害状況に基づく共済金の支払いとはなりません。	190円	110円

※ 上記掛金目安は10アールあたりの収量が500kg、主食用米単価第1位（令和6年産実績・農林水産省より毎年告示）を選択、各方式の標準料率を用いています。品質方式にあっては、10アール当たり基準生産金額100,000円の場合で計算しています。この掛金は農家ごとの過去の共済金受取実績等により変動します。なお、地域インデックス方式は岡山市の過去平均単収・料率を用いています。

※ 過去の共済金支払状況に応じて、個人ごとに掛金率が変わります。（支払が多い場合掛金が高くなり、支払が無ければ掛金は安くなります）

一筆半損特約で

さらなる補償の充実を！

一筆半損特約を付帯することで、耕地1枚ごとの50%を超える被害に対して、一律50%の被害があったとみなし、収量の20%相当の共済金をお支払いします。（各方式最高補償割合に加入の場合）少ない掛金で付帯できるので、付帯することをお勧めしています！

※ 上記表の特約有り、無しによる比較です。

●あなたにぴったりの方式を見つけましょう。

収穫したコメの乾燥調製を全量、
JA等の第三者に委託していますか。



はい

いいえ

コメの数量が等級別に把握できますか。

はい

税務申告書類およびその関連書類
でコメの収穫量を把握できますか。



いいえ

はい

いいえ

品質
方式

全相殺
方式

個人の被害状況に基づいた共済金の
算定を希望しますか。



はい

いいえ

半相殺
方式

地域
インデックス
方式

全相殺方式

を

おすすめします!!

おすすめポイント

客観的な評価

- ・ライスセンター等の資料を基にして、農家ごとの収穫量を把握するので結果がわかりやすい。

手厚い補償

- ・最大補償が9割となり、基準収穫量（過去5か年中中庸3か年の平均）の1割以上の減収があれば支払対象。

お支払い例

平年の単収が500kg
今年の作付面積50アールの場合

基準収穫量 2,500kg

引受収量 2,250kg
(補償できる数量)

共済事故により

本年収穫量 1,800kg だった場合
(単収360kg)

支払共済金 86,400円
(192円×450kg)

※192円:令和6年産水稻共済補償単価1位の額

※450kg:引受収量－本年収穫量

損害評価について

8月上旬より損害評価野帳を郵送します。

被害申告をされる場合、**必ず収穫前の現地調査が必要です。**

収穫後に減収が判明しても、被害申告がない場合、共済金はお支払いできません。

方式名	損害評価方法	共済金支払時期
半相殺方式	加入者本人が10a当たりの収穫量を申告します。 申告被害耕地の一部を抽出して、損害評価員等が検見により調査収量を決定します。抽出した以外の耕地の収量は、検見をした耕地の調査収量と、加入者本人の申告収穫量との乖離率により算定し、減収量を算定します。 また、一部の耕地について実測調査(坪刈り)をする場合がありますので、ご了承ください。	収穫年の12月末ごろ
全相殺方式	損害評価員等が被害状況を確認します。収穫量については、JA等の乾燥調製結果に係る資料または、税務申告書類等に基づき把握し、減収量を算定します。	JA等の資料による場合 →収穫翌年の2月末ごろ
品質方式	損害評価員等が被害状況を確認します。収穫量及び等級については、JA等の出荷資料または、税務申告書類等に基づき把握し、収穫量及び生産金額の減少の有無を算定します。	税務申告書類による場合 →収穫翌年の5月ごろ ※JA等の資料による場合であっても一部、お支払いが収穫翌年の5月ごろになる場合があります。
地域インデックス方式	損害評価員等が被害状況を確認します。公表された市町村ごとの統計単収に基づき減収量を算定します。	収穫翌年の2月末ごろ

⚠️ ご注意ください

- ① 現地調査は地域の損害評価員の協力のもと行っております。急な被害申告はお受けできない場合があるため、必ず損害評価野帳の提出期限を守って被害申告をしてください。
- ② 移植不能(発芽不能)や、やむを得ない鋤込等の必要が発生した場合には速やかにNOSAIにお問い合わせください。
- ③ 対象となる災害以外の原因による減収(管理粗放、獣害対策不備、雑草の繁茂など)がある場合には分割評価を適用し、お支払いする共済金を減額する場合があります。

水稲共済損害防止事業

令和7年産水稲共済にご加入の方を対象に、下記の助成事業を実施予定です。
安心してお米作りに取り組むためにも、水稲共済にご加入いただき、助成事業をご活用ください。

損害防止事業 その①

イノシシ等侵入防止施設設置資材助成

ほ場へのイノシシ等の侵入を防ぐための電気柵などを新規に購入し、設置した場合

資材費の10% または
設置面積10アール当たり1,000円

のいずれか低い額を助成します。

損害防止事業 その②

病害虫防除薬剤購入助成

病害虫の防除のために、新規に防除用薬剤を購入した場合

防除を実施した面積
10アール当たり150円

を助成します。

共済掛金等の口座振替を お願いしています

現金納入でのお支払忘れ等を未然に防止するため、掛金等の納入には口座振替をお願いしています。

手続きには所定の「**口座振替依頼書**」を金融機関、もしくはお近くのNOSAIまでご提出ください。

※「口座振替依頼書」はお近くのNOSAIまでご連絡ください。

※①または②のいずれか一方を選択して申請いただけます。 ※①②ともに助成額上限は3万円です。(集団で実施した場合は10万円)
※申請用紙は、NOSAIまでご連絡ください。

農作物(水稲)共済のご加入にあたって

<重要事項説明書>

この説明書は、農作物(水稲)共済への加入にあたり、皆さまにあらかじめ承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともに、この説明書で分かりにくい点は、お近くの農業共済組合(以下「NOSAI」と言います。)にお問い合わせ願います。なお、この説明書は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」及び「個人情報保護に関する法律」に基づき重要事項を説明するものです。

ご加入についての事項

■加入申込みと共済関係の成立

- (1) 農作物共済は、水稲及び麦の耕作面積の合計が10アール以上の方が加入できます。ただし、他の共済事業に加入がある場合は、10アール未満であっても加入できます。また、農業経営収入保険加入の方は加入できません。
- (2) 加入については年産ごとに、栽培する水稲の全てを加入していただく必要があります。
- (3) 加入方式は、全相殺方式、半相殺方式、品質方式、地域インデックス方式のいずれかを選択できます。ただし、全相殺方式、品質方式を選択される場合は、一定の加入要件があります。
また、以下の特約を付加することができます。
① 一筆半損特約
② 自動継続特約
- (4) 加入される方は、別途定めています水稲共済加入申込書または変更届出書(以下「加入申込書」と言います。)に必要事項を記入・署名または、押印して加入申込期間にNOSAIに申込み、NOSAIがその申込みを受諾した時に共済関係が成立します。
なお、加入申込書には、事実をありのまま正確に記入されるようお願いいたします。記入内容が事実と異なる時には、共済関係の解除や共済金のお支払いができなくなる場合がありますので、特にご留意願います。
- (5) 加入申込書の提出後、記入内容の誤りに気付いた時には、速やかにNOSAIまでご連絡ください。
- (6) 以下の事項に当てはまる場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、加入対象から除外させていただきます。
① 共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通されること。
② 基準収穫量又は基準生産金額の適正な決定が困難であること。
③ 損害額の適正円滑な認定が困難であること。
④ 穀実の収穫を目的としないこと。(例:青刈り、WCS用稲)
⑤ 通常の肥培管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

■共済関係の解除

- (1) 告知義務違反による解除
組合員が申込書等により告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をされたとき。
- (2) 共済掛金不払いの場合による解除
組合員が正当な理由がないにも関わらず共済掛金の払込みを遅延したとき。
- (3) 重大事由による解除
組合員が共済金の給付について、詐欺を行い、又は行おうとしたとき。若しくは故意に損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき。

■基準収穫量

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、全相殺方式は組合員の過去5ヶ年の施設計量結果等や税務申告書等をもとに、半相殺方式は地力等級等をもとに、地域インデックス方式は市町村別に公表される統計単収をもとに、品質方式は組合員の過去5ヶ年の出荷実績や税務申告書等をもとに価格を指数化した「品質指数」を加味し、10アール当たり基準収穫量(以下「基準単収」と言います。)を算定します。

■共済金額

共済責任期間に補償される最高限度額です。この金額の範囲内で損害の程度に応じて共済金が支払われます。

共済金額の算定は、次により行い、補償(付保)割合は組合員ごとで選択できます。

- (1) 全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式
共済金額＝引受収量×農林水産大臣が定めるキログラム当たり共済金額
引受収量＝基準収穫量×補償割合
- (2) 品質方式
共済金額＝産地別銘柄ごと基準生産金額の合計×付保割合

■キログラム当たり共済金額の選択

キログラム当たり共済金額は、農林水産大臣が定めた金額のうち1つを選択できます。

■共済責任の開始及び共済責任期間

共済金の支払対象となる事故が発生し、一定の損害があったとき、NOSAIが組合員に共済金を支払う責任が発生し得る期間を言います。発芽期(移植期)から収穫するに至るまでの期間です。(ただし、その地域の通常の時期が原則です。)

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故(以下「共済事故」と言います。)は、次のとおりとなっています。

- ①風水害 ②干害 ③ひょう害 ④冷害 ⑤冷霜害 ⑥暖冬害 ⑦寒害 ⑧雪害 ⑨雨害湿潤害
⑩冷湿害 ⑪土壌湿潤害 ⑫地震の害 ⑬雷害 ⑭噴火の害 ⑮地すべりの害
⑯その他の気象上の原因による災害 ⑰火災 ⑱病害 ⑲虫害 ⑳鳥害 ㉑獣害

支払責任のない損害

共済事故によって生じた損害であっても、次のような場合には共済金をお支払いできませんのでご留意願います。

- (1) 戦争その他の変乱によって生じた損害
- (2) 組合員又はその法定代理人の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害
- (3) 組合員と同一の世帯に属する親族の故意によって生じた損害(その親族が、組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く)

共済金の支払いについての事項

■共済金

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払いします。

・全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式

共済金＝キログラム当たり共済金額×共済減収量

共済減収量＝共済事故が発生したことによる減収量のうち、基準収穫量に支払開始損害割合を乗じた数量を超えた数量(kg)

減収量とは

全相殺方式：農家ごとの減収量

半相殺方式：耕地ごとの減収量の合計

地域インデックス方式：(基準単収－当該年産の統計単収)×面積

・品質方式

共済金＝(共済限度額－生産金額)×(共済金額÷共済限度額)

共済限度額＝基準生産金額×共済限度額割合

ただし、農家ごとに、災害による減収又は品質の低下を加味した実収量が、基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額に達しない場合。

■損害評価

損害評価は、組合員からの損害通知を受けて、農林水産大臣が定める農作物共済損害認定準則及び農作物共済損害評価要綱等に基づいて耕地ごとと組合員ごとに現地調査を行います。

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部又は全部をお支払いできないことがあります。

- (1) 組合員が通常すべき管理その他損害防止を怠ったとき
- (2) 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき
- (3) 組合員が次に掲げる通知を怠り、又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をされたとき
① 共済目的の異動通知
② 事故発生通知
③ 損害通知
- (4) 組合員が、植物防疫法の規定に違反した場合
- (5) 農業保険法の規定により栽培方法に匹敵する区分が定められた農作物につき、その栽培方法を当該区分に係る農作物に適用される栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損害

加入者の義務についての事項

■損害発生通知

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われるときには、遅滞なくNOSAIへ通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われないために減収量の算出ができず、お支払いできなくなることがあります。

■損害防止の義務

組合員は、共済目的(水稲)について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分別評価を行い、減収量から差し引くことがあります。また、損害防止の必要な措置について、NOSAIからお願いすることがありますのでご留意願います。

個人情報の取扱いについての事項

- (1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」と言います。)については、NOSAIが引受判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。
また、この契約に関する個人情報は、NOSAIが実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- (2) NOSAIと国の二者間で個人情報を共同利用します。
- (3) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

NOSAIは行政の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、かつて無い災害などにより財務状況に大きな影響を及ぼすような場合は、共済金等の支払額が削減されることがあります。

※その他、岡山県農業共済組合定款・岡山県農業共済組合事業規程の全文についてはNOSAI岡山ホームページをご確認下さい。

<http://www.ok-nosai.or.jp>

青色申告をしている方はもっと**ワイド**な補償となる **収入保険**をご検討ください！

農産物の**販売収入の最高9割を基準に補償**し、様々なリスクから**農業経営を守ります**。

※水稻共済と収入保険制度は重複して加入できません。

例えば、
こんなリスク…



市場価格の
低下



ケガや病気で
収穫できない。



盗難や運搬中に
事故にあった



収入保険についてのご質問や掛金のお見積りなどについてもNOSAIにお問い合わせください。

NOSAIからのお知らせ

県内4つの支所でお世話になります。



備北支所

(旧新見支所・旧高梁支所)

管轄区域

高梁市、新見市、吉備中央
町の一部(旧賀陽町)

美作支所

(旧真庭支所・旧津山支所・旧勝英支所)

管轄区域

津山市、真庭市、美作市、
新庄村、鏡野町、勝央町、
奈義町、西粟倉村、久米
南町、美咲町

備南支所

(旧倉敷支所・旧井笠支所)

管轄区域

倉敷市、総社市、浅口市、
井原市、笠岡市、矢掛町、
早島町、里庄町

備前支所

(旧岡山支所・旧東備支所)

管轄区域

岡山市、玉野市、備前市、
瀬戸内市、赤磐市、和気
町、吉備中央町の一部(旧
加茂川町)

本 所	
本 所	事業部 収穫共済課
	電話番号
	086-230-5546
	郵便番号
	〒700-8602
住 所	
岡山市北区桑田町 1番30号	

支 所	電話番号	FAX 番号	郵便番号	住 所
備前支所	086-277-5511	086-276-5556	〒703-8265	岡山市中区 倉田436番地2
備南支所	0866-83-2600	0866-83-2650	〒714-1211	小田郡矢掛町 東三成614番地2
備北支所	0866-21-0350	0866-22-3456	〒716-0002	高梁市津川町 今津1922番地2
美作支所	0868-54-5061	0868-54-2270	〒708-0314	苫田郡鏡野町 沢田360番地1